**令和８年（再イ）第１８号**
山口県宇部市西平原２丁目３番43―２号
再生債務者　御手洗　修
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月25日から令和８年10月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

**令和８年（再イ）第２４号**
徳島県鳴門市撫養町林崎字北殿町96番地
再生債務者　仙石　誠
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月１日から令和８年10月８日まで
徳島地方裁判所民事部

**令和８年（再イ）第７号**
福岡県大牟田市大字倉永678番地
再生債務者　原田　由香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**令和８年（再イ）第２８号**
宮崎県西都市大字鹿野田6424番地５
再生債務者　金丸　豊
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月１日から令和８年10月９日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和８年（再イ）第１８号**
宮崎県都城市吉尾町723番地９　フェニーチェミナⅢ201
再生債務者　岩井　弥桜
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月17日まで
4　一般異議申述期間　令和８年10月１日から令和８年10月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

## 小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

**令和８年（再イ）第１２号**
静岡県田方郡函南町平井1250番地の16
再生債務者　秋山　桂介
特別異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月17日まで
令和８年８月20日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 小規模個人再生による再生計画取消

**平成３０年（再イ）第１８１号**
東京都西東京市向台町６―13―９―202（認可決定時の住所）東京都西東京市向台町６―１―７
再生債務者　奥秋　裕久
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成30年９月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
令和８年８月19日
東京地方裁判所民事第20部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**令和７年（再イ）第１４号**
鹿児島県出水市下大川内1433番地
再生債務者　宇都　勝男
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月18日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

**令和８年（再イ）第１０号**
青森市矢作１丁目６番37号
再生債務者　横谷かおり（開始決定時の姓：小田桐）
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月19日
青森地方裁判所民事部再生係

**令和８年（再イ）第６号**
新潟県上越市中央２丁目３番３号
再生債務者　片桐　大輔
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月19日　新潟地方裁判所高田支部

**令和８年（再イ）第４３号**
京都府宇治市羽拍子町84番地　ボーン宇治１号館３階1320号
再生債務者　末廣　英樹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**令和８年（再ロ）第１０００９号**
東京都板橋区大谷口北町59―５
再生債務者　林　進太郎
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月30日から令和８年10月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**令和７年（再ロ）第１００３５号**
東京都江戸川区江戸川１―35―７
再生債務者　松前　正実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（再ロ）第４号**
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上野原290番地４
再生債務者　菊地　兼一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
福島地方裁判所白河支部再生係

**令和８年（再ロ）第１号**
福島市渡利字鳥谷12番地の12ファミールⅢ105
再生債務者　桐澤　翔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日　福島地方裁判所

**令和８年（再ロ）第２号**
埼玉県行田市城西２丁目４番38―２号
再生債務者　松竹　優二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月20日
さいたま地方裁判所熊谷支部

## 総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のように変更する。
令和８年７月30日
総務省共済組合代表者
総務大臣　林　芳正

第18条第１号中「25,000円」を「27,000円」に、「50,000円」を「54,000円」に改め、第２号中「50,000円」を「54,000円」に、「100,000円」を「108,000円」に改める。

附則第３条第１項第１号中「25,000円」を「27,000円」に、「50,000円」を「54,000円」に改め、第２号中「50,000円」を「54,000円」に、「100,000円」を「108,000円」に改める。

附　則

1　この変更は、令和８年８月１日から施行する。

2　変更後の第18条及び附則第３条の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。